

佐賀県告示第 294 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 2 年 11 月 20 日から施行する。

令和 2 年 11 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Azteca Tribe」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Black Bart」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Blue Lagoon」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Chill OUT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「△STAGE（販売名が Delta STAGE であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Extreme FLY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「FANTASTIC SANDRA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「GRIFFIN D4（販売名が Griffin D4 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「HEART STAR」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「HOT SeX（販売名がHOT SEXであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「Humming Bird」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「JUNGLE KING（販売名がJUNGLE KING(復刻品)であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「MAIAMI chronic」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「Metallica」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「Newtype MIRACLE PEPPER（販売名がMIRACLE PEPPERであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「Natural Dreaming」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「night rounge」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「Olmecca Spirit」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「PINK PASSION」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「RODEO BABE」と表示のある製品であ

- って、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「Sex Queen」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「STAR WEED」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「VIXEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「恋する乙女」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「桜」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「∞SPECTRUM」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「Buster Dopton」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「GOLD BEE」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (29) 次の写真を付して「GREEN STAR」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「Maboroshi」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXIST MASTER（販売名が SEXSIST MASTER であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「Shining STR（販売名が Shining

STAR であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの

(33) 次の写真に示すとおり、被包に「1919 Rhythm」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(34) 次の写真に示すとおり、被包に「5-MeO-DIPT_CO2」 と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(35) 次の写真に示すとおり、被包に「5-MeO-DMT_EX」 と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(36) 次の写真を付して「AIBU (愛撫) EP-TURBO」 の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

(37) 次の写真に示すとおり、被包に「BEARS XXX (販売名が BEARS XXX (ウケ) であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(38) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(39) 次の写真を付して「CPWILD-20+gel」 の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

(40) 次の写真に示すとおり、被包に「Fall Love HAVEN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(41) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH BACK (販売名が FLASH BACK (ウケ向け) であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(42) 次の写真に示すとおり、被包に「GEX (販売名が GEX (ノーマル男女) であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「HARD BOILED 3（販売名が HARD BOILED 3（復刻第3世代）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「HYBRID（販売名が HYBRID LIQUID であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「Lesbian XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「LUNA Lady」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「Miracle finish」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「Muff Diving Master」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「Mystery Love」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「neo THUSY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「ORAL SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「Orgasm Bubble」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「Paradox」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「PHANTOM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

て、その内容物が液体のもの

(55) 次の写真に示すとおり、被包に「sex on the beach（販売名が sex on the beach（スーパータコ系）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(56) 次の写真に示すとおり、被包に「sexy night（販売名が sexy night（往年向け）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(57) 次の写真に示すとおり、被包に「STRONG MACHO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(58) 次の写真に示すとおり、被包に「STUFFING horny」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(59) 次の写真に示すとおり、被包に「Summer Lush」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(60) 次の写真に示すとおり、被包に「V. I. P Revolution」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(61) 次の写真に示すとおり、被包に「VIVA CUBA LIBRE（販売名が VIVA CUBA LIBRE（後継シリーズ）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(62) 次の写真に示すとおり、被包に「wet summer（販売名が wet summer（ウケ系）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(63) 次の写真に示すとおり、被包に「アナニー・スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(64) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX I（販売名がエクスタシーセックス I であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その

内容物が液体のもの

(65) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX II（販売名がエクスタシーセックスIIであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(66) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX γ gamma（販売名がエクスタシーセックスガンマであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(67) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX β beta（販売名がエクスタシーセックスベータであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(68) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY HYPER（販売名がエクスタシーハイパーであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(69) 次の写真に示すとおり、被包に「ギメ野獣（販売名がギメ・野獣であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(70) 次の写真に示すとおり、被包に「ドライオーガズム」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(71) 次の写真に示すとおり、被包に「マゾヒスト狂乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(72) 次の写真に示すとおり、被包に「淫乱ケツマンコ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(73) 次の写真を付して「華-lovely Shot-」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

(74) 次の写真に示すとおり、被包に「SPECIAL DRIP BOTTLE（販売名が極限点オーバーLOVE BOMBER 97%であるものを含む。）」と表示のある製品

であって、その内容物が液体のもの

(75) 次の写真に示すとおり、被包に「肉便器」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(76) 次の写真に示すとおり、被包に「肉便器2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(77) 次の写真に示すとおり、被包に「濃厚マゾヒスト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(78) 次の写真に示すとおり、被包に「悶絶メスイキ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(79) 次の写真に示すとおり、被包に「膣圧ラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(80) 次の写真に示すとおり、被包に「Brake off」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(81) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS（販売名が CIRCUS（サーカス）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(82) 次の写真に示すとおり、被包に「DEEP THROAT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(83) 次の写真に示すとおり、被包に「GENOM CODE. X」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(84) 次の写真を付して「kemuri69」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの

(85) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE ECSTASY（販売名が LOVE EXCTASY（タコ系）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

- (86) 次の写真に示すとおり、被包に「Max Ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (87) 次の写真に示すとおり、被包に「Mega Nulelu」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (88) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL I（販売名が Research chemical Iであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (89) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL VI（販売名が Research chemical VIであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (90) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL A（販売名が Research chemical Aであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (91) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL D（販売名が Research chemical Dであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (92) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL E（販売名が Research chemical Eであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (93) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL K（販売名が Research chemical Kであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (94) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL α （販売名が Research chemical α であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(95) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL β（販売名が Research chemical βであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(96) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL γ（販売名が Research chemical γであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(97) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL δ（販売名が Research chemical δであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(98) 次の写真に示すとおり、被包に「SIGNAL FLAST」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(99) 次の写真に示すとおり、被包に「Rush TRIP（販売名がラッシュ トリップであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(100) 次の写真に示すとおり、被包に「漢ノ潮吹き」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため